

道路運送車両法の一部を改正する法律（抹消登録等関係部分）

1 登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る永久抹消登録の申請をするときは、当該自動車在使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する手続により解体されたことが確認できる事項を明らかにしなければならぬこととする。

（第十五条関係）

2 登録自動車の輸出については、所有者が輸出をする時までに輸出抹消仮登録を受けなければならないこととし、国土交通大臣が当該自動車の輸出の事実を税関長から確認したときに輸出抹消登録をするものとする。

（第十五条の二関係）

3 一時抹消登録を受けた自動車の解体等又は輸出については、所有者が国土交通大臣に届け出なければならぬこととし、この場合においては、登録自動車に係る前記1及び2に準じた手続をとることとする。

（第十六条関係）

4 国土交通大臣は、前記3の届出があつた旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、一定の場合に当該届出をなすべき旨の催告その他自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置を講ずることができるとすること。

（第十七条及び第十八条関係）

5 検査対象軽自動車等の解体等又は輸出については、所有者が国土交通大臣に届け出なければならぬこととし、この場合においては、登録自動車に係る前記1、2及び4に準じた手続をとることとする。

（第六十九条の二及び第六十九条の三関係）

